

国指定大雪山鳥獣保護区
更新計画書

平成 23 年 10 月 1 日

環境省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

国指定大雪山鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

上川郡東川町所在の国有林上川中部森林管理署 330 林班イ、ロの各小班並びに上川郡美瑛町所在の国有林上川中部森林管理署 332 林班い小班、361 林班イ小班、1038 林班イ小班、1050 林班イ小班、1052 林班イ小班、1063 林班イ小班、1075 林班イ、口、ハ、ク、コ、キ及びメの各小班並びに上川郡上川町所在の国有林上川中部森林管理署 2166 林班イ、ハ、ニ及びチの各小班、2171 林班イ小班、2175 林班イ小班、2182 林班イ小班、2192 林班イ小班、2284 林班イ小班、2285 林班イ小班、2298 林班イ小班、2303 林班い及びイの各小班、2304 林班い、ろ及びイの各小班、2305 林班い及びイの各小班、2306 林班イ小班、2307 林班イ及びロの各小班、2308 林班イ小班、2311 林班イ小班、2312 林班イ小班、2314 林班イ、口、ハ、ト及びリの各小班、2318 林班イ小班、2322 林班イ小班、2323 林班イ小班、2326 林班イ小班、2337 林班イ小班、2338 林班イ及びロの各小班、2339 林班イ、口及びムの各小班、2340 林班イ小班並びに空知郡南富良野町所在の国有林上川南部森林管理署 44 林班ロ小班、49 林班イ小班、50 林班イ小班並びに富良野市所在の国有林上川南部森林管理署 405 林班イ小班、406 林班イ小班、407 林班イ及びハの各小班、408 林班ニ小班、409 林班イ小班並びに空知郡上富良野町所在の国有林上川南部森林管理署 417 林班イ小班、418 林班イ小班、419 林班イ小班、420 林班イ小班、422 林班イ、ル及びワの各小班、423 林班イ、口、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ワ、力、ヨ、夕、レ、ソ及びオの各小班、425 林班ロ小班、426 林班へ小班、434 林班イ小班並びに河東郡上士幌町所在の国有林十勝西部森林管理署東大雪支署 119 林班イ小班、120 林班イ小班、121 林班イ小班、122 林班イ小班、125 林班イ小班、128 林班イ小班、130 林班イ小班、131 林班イ及びロの各小班、132 林班イ小班、193 林班イ小班並びに上川郡新得町所在の国有林十勝西部森林管理署東大雪支署 1153 林班イ及びニの各小班、1154 林班イ小班、1158 林班イ小班、1159 林班イ小班、1165 林班イ小班、1166 林班イ小班、1167 林班イ小班、1168 林班イ小班、1184 林班イ小班、1185 林班イ小班、1186 林班イ小班、1191 林班イ小班、1196 林班イ及びロの各小班、1197 林班い、ろ、イ、ロ及びハの各小班、1198 林班ろ、ろ 01、は、イ及びロの各小班、1199 林班は、に、ほ、へ、イ及びロの各小班、1200 林班ろ及びイの各小班、1202 林班ろ小班、1206 林班い及びイの各小班、1207 林班い、イ及びロの各小班、1208 林班い及びイの各小班、1209 林班イ小班、1210 林班イ小班、1211 林班ロ小班並びに上川郡上川町所在の道有林上川南部管理区 13 林班、25 林班、26 林班、27 林班、28 林班及び 29 林班並びに上川郡東川町所在の道有林上川南部管理区 118 林班、120 林班、121 林班、122 林班、124 林班、128 林班、129 林班、130 林班、131 林

班及び 132 林班の区域一円。

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成 23 年 10 月 1 日から平成 43 年 9 月 30 日まで (20 年間)

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、北海道のほぼ中央部に位置しており、大雪山国立公園の北部から南西部にかけて、最高峰の旭岳を中心とする大雪山、十勝岳を中心とする十勝岳連峰、東大雪のトムラウシ地区などを包含する大規模な区域である。

山麓部では広大な森林帯が分布し標高が高くなるに従い針広混交林帯、針葉樹林帯、ダケカンバ帯、ハイマツ帯へと推移し、山頂部付近では草本類を主体とした高山植物群落が形成されている。高原の湿地帯にはワタスゲ、ホロムイスゲ、ミツガシワ、モウセンゴケなどの湿性植物や矮小化したアカエゾマツ等が生育する高層湿原が広がっている。

このような自然環境を反映して、当該区域は野生鳥獣の良好な生息地になっており、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種かつ文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく天然記念物であり環境省レッドリストに掲載されている絶滅危惧 I B 類のオジロワシ、国内希少野生動植物種であり絶滅危惧 I B 類のクマタカ等の猛禽類の生息が確認されている。また、天然記念物であり絶滅危惧 II 類のクマゲラ、絶滅危惧 I B 類のキンメフクロウ等の希少種を含む多数の鳥類が生息している。哺乳類では、準絶滅危惧のエゾクロテン、準絶滅危惧のエゾオコジョを含む、エゾシマリス、エゾリス、エゾモモンガ、エゾナキウサギ等の中小哺乳類が多数生息しているほか、大型哺乳類のエゾヒグマやエゾジカを始め 29 種の生息が確認されており、多種多様な鳥獣の生息地となっている。

このように、当該区域はクマタカ等の猛禽類やエゾヒグマ等行動域が広域に及ぶ大型鳥獣を含む多様な鳥獣の生息地として重要な区域であることから、当該区域を大規模生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

- 1) 大規模生息地の保護区として、クマタカ、エゾヒグマ等行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めとし、地域に生息する多様な鳥獣相の保護を図るため、適切な管理に努める。
- 2) 違法捕獲の防止や制札の維持管理のため、環境省職員及び鳥獣保護区管理員による定期的な巡視を行う。
- 3) 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、関係地方公共団体、関係機関等と協力して利用者及び地域住民へ普及啓発に取り組む。
- 4) 鳥獣保護区管理員によるモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 5) 当該区域は、大雪山国立公園の指定区域と重なる部分が多いことから、国立公園の管理との協力連携を図る。
- 6) エゾジカによる生態系への影響について、関係機関との連絡調整を図り、情報収集及び現状把握に努める。

3 更新の理由

当該区域は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種かつ文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく天然記念物であり絶滅危惧ⅠB類に掲載されているオジロワシ、国内希少野生動植物種で絶滅危惧ⅠB類のクマタカをはじめとする多種多様な鳥獣の生息地となっており、今後もこれらの鳥獣を保護するため鳥獣保護区を更新する。

4 更新する国指定鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 35,534ha

内訳

ア 形態別内訳

林野 35,534ha
 農耕地 - ha
 水面 - ha
 その他 - ha

イ 所有者別内訳

国有地 30,966ha

{	国有林	{	林野庁所管	30,966ha	{	制限林	30,965ha	{	保安林	30,965ha
			普通林			0ha			砂防指定地	9ha
			その他	- ha					その他	- ha
{	国有林以外の国有地									

{	地方公共団体有地	4,568ha	{	道有地	4,568ha
				市有地	- ha

私有地等 - ha
 公有水面 - ha

ウ 他の法令による規制区域

自然環境保全法による地域	- ha	自然環境保全地域特別地区	- ha
		自然環境保全地域普通地区	- ha
自然公園法による地域 名称 (大雪山国立公園)	35,534ha	特別保護地区	33,493ha
		特別地域	2,041ha
		普通地域	- ha
文化財保護法による地域 名称 (国指定特別天然記念物 大雪山)			31,879ha

5 更新する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 大雪山鳥獣保護区の位置

当該区域は、北海道のほぼ中央に位置し、大雪山国立公園の区域内を北部から南西部にかけ、最高峰旭岳を中心とする表大雪の連山、十勝岳を中心とする十勝岳連峰、東大雪のトムラウシ地区などを包含する区域である。

イ 地形、地質等

当該地域は、千島火山帯として概ね山稜が連続しており、旭岳・忠別岳・トムラウシ山・オプタテシケ山・美瑛岳・十勝岳・上富良野岳・石狩岳は、起伏量が600m以上の大起伏火山地となっており、その周りには、起伏量400～600mの中起伏火山地が発達している。

地質は火山帯であるため火山性岩石の安山岩質岩石（安山岩溶岩・安山岩岩脈・プロピライト）が広く分布している。

ウ 植物相の概要

ハイマツ・コケモモ群落が生岳上部に最も広く分布しており、林床や林縁部には、コケモモ、キバナシャクナゲ、ガンコウラン、マルバシモツケ、エゾイソツツジ、コガネイチゴが分布し、ウラジロナナカマドがソデ群落を形成している。

また、高山帯では、冬季の積雪量により異なる植生が発達している。4～5月に消雪する尾根上部は地衣類やミネズオウ、ウラシマツツジ、コメバツガザクラなどのツツジ科矮性低木が優占し、5～6月に消雪する場所には広くハイマツ群落をなす。夏遅くまで雪が残る場所にはアオノツガザクラ、ハクサンボウフウ、イワイチョウ、ジムカデなどの雪田植生が発達し、平坦な尾根上には、ワタスゲ、ホロムイソグサ、ミツガシワ、モウセンゴケなど湿性植物が優先する高層湿原が点在する。

エ 動物相の概要

鳥類は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種かつ文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく天然記念物であり絶滅危惧ⅠB類に掲載されているオジロワシ、国内希少野生動植物種で絶滅危惧ⅠB類のクマタカ等の猛禽類の生息が確認されている。また、天然記念物であり絶滅危惧Ⅱ類のクマガラ、絶滅危惧ⅠB類に掲載されているキンメフクロウ等の希少な鳥種を含む32科103種が確認されている。その中には、北極圏に生息するシロフクロウやユーラシア大陸と北米大陸の北方針葉樹林に生息するギンザンマシコ、キンメフクロウ等、国内でも主にこの地域のみで生息する種が含まれる。

哺乳類は、準絶滅危惧に掲載されているエゾクロテン、エゾオコジョを含むエゾシマリス、エゾリス、エゾモモンガ等の中小哺乳類が多数生息しているほか、大型哺乳類のエゾヒグマやエゾジカなど 11 科 29 種が確認されており、エゾナキウサギなど本州には生息しない動物の主要な生息地となっている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類 別表参照

イ 獣類 別表参照

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

農林水産物被害防止のための有害鳥獣駆除の許可はない。

6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

7 施設整備に関する事項

(1) 鳥獣保護区用制札 9 本

(2) 案内板 4 基

別表

生息する鳥獣類

ア. 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
【コウノトリ目】	サギ科	アオサギ	
【カモ目】	カモ科	マガン オシドリ マガモ カルガモ	NT、国天 DD
【タカ目】	タカ科	ミサゴ トビ オジロワシ オオタカ ハイタカ ノスリ クマタカ イヌワシ チュウヒ	NT 国内希少、EN、国天 国内希少、NT NT 国内希少、EN 国内希少、EN、国天 EN
	ハヤブサ科	ハヤブサ チゴハヤブサ コチョウゲンボウ	国内希少、VU
【キジ目】	ライチョウ科	○ エゾライチョウ	DD
【チドリ目】	チドリ科	メダイチドリ	
	シギ科	アオアシシギ タカブシギ キアシシギ イソシギ ヤマシギ オオジシギ アオシギ	NT
	ヒレアシシギ科	アカエリヒレアシシギ	
【ハト目】	ハト科	○ キジバト アオバト	
【カッコウ目】	カッコウ科	○ ジュウイチ ○ カッコウ ○ ツツドリ	
【フクロウ目】	フクロウ科	シロフクロウ コノハズク オオコノハズク キンメフクロウ フクロウ	EN
【アマツバメ目】	アマツバメ科	ハリオアマツバメ アマツバメ	
【ブッポウソウ目】	カワセミ科	ヤマセミ	
【キツッキ目】	キツッキ科	○ ヤマゲラ クマゲラ アカゲラ オオアカゲラ コゲラ	VU、国天
【スズメ目】	ヒバリ科	ヒバリ	
	ツバメ科	ツバメ イワツバメ	
	セキレイ科	○ キセキレイ ハクセキレイ ピンズイ	

目	科	種または亜種	種の指定等
	モズ科	モズ オオモズ	
	カワガラス科	○ カワガラス	
	ミゾサザイ科	○ ミゾサザイ	
	イワヒバリ科	イワヒバリ ○ カヤクグリ	
	ツグミ科	○ コマドリ ○ ノゴマ コルリ ○ ルリビタキ ジョウビタキ ノビタキ トラツグミ マミジロ クロツグミ アカハラ ツグミ	
	ウグイス科	ヤブサメ ○ ウグイス エゾセンニュウ ○ エゾムシクイ ○ センダイムシクイ ○ キクイタダキ	
	ヒタキ科	キビタキ オオルリ サメビタキ コサメビタキ	
	エナガ科	エナガ	
	シジュウカラ科	○ ハシブトガラ ○ コガラ ○ ヒガラ ヤマガラ ○ シジュウカラ	
	ゴジュウカラ科	○ ゴジュウカラ	
	キバシリ科	キバシリ	
	ホオジロ科	ホオジロ カシラダカ アオジ クロジ	
	アトリ科	○ カワラヒワ マヒワ ハギマシコ ○ ギンザンマシコ イスカ ベニマシコ ○ ウソ シメ	
	ムクドリ科	ムクドリ	
	カラス科	○ カケス ○ ホシガラス ○ ハシボソガラス ハシブトガラス	
合計	12 目	32 科	103 種

イ. 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
【モグラ目】	トガリネズミ科	オオアシトガリネズミ エゾトガリネズミ	
【コウモリ目】	ヒナコウモリ科	モモジロコウモリ ウスリドーベントンコウモリ ヒメホオヒゲコウモリ ニホンウサギコウモリ ニホンコテングコウモリ	
【ネコ目】	イヌ科	エゾタヌキ キタキツネ	○
	ネコ科	ノネコ	
	イタチ科	エゾクロテン ホンドイタチ ニホンイイズナ	
		エゾオコジョ ミンク	○
	クマ科	エゾヒグマ	
【ウシ目】	シカ科	エゾジカ	○
【ネズミ目】	リス科	エゾリス エゾシマリス エゾモモンガ	○
	ネズミ科	エゾヤチネズミ ムクゲネズミ ミカドネズミ エゾアカネズミ ヒメネズミ ドブネズミ クマネズミ	
【ウサギ目】	ナキウサギ科	エゾナキウサギ	○
	ウサギ科	エゾユキウサギ	
合計	6目	11科	29種

(注)

- 鳥獣の目・科・種（和名）及び配列は、日本野生鳥獣目録（平成14年7月、環境省自然環境局 野生生物課）に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 - 国天：国指定天然記念物
 - 国特天：国指定特別天然記念物
 - レッドリスト（平成18年、環境省）（ア. 鳥類）
 - レッドリスト（平成19年、環境省）（イ. 獣類）
 - CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧
 - DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
 - 国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 - 国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号の規定により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。